

○現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領

令和 2 年 4 月 30 日

告示第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則(令和 2 年阿波市規則第 8 号。以下「約款」という。)第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、約款第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱う。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁^{りょう}、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工事製作を含む工事であって、工事製作のみが行われている期間
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務要件)

第 3 条 次に掲げる要件を全て満たす工事については、合計 3 件まで現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が工事の内容、特殊性、安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めない。

- (1) 工事現場が阿波市内であること。
- (2) 兼務する工事の当初請負金額の合計が 1,500 万円未満であること。
- (3) 入札閲覧資料等に兼任を認めないことが表記されていないこと。

(兼務中の注意事項)

第 4 条 兼務を認められた現場代理人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 発注者と常に連絡が取れる体制を確保すること。
- (2) 兼務を認められたいずれかの工事現場に常駐すること。
- (3) 必要に応じて代行者を配置する等兼務する工事現場の安全管理、現場の取締りを徹底すること。

(兼務の手続)

第5条 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合には、次のとおり手続を行うこと。

(1) 現在配置中の現場代理人を兼務させ、新規工事にも配置を希望する場合

ア 受注者は、現在施工中の工事担当課に「現場代理人兼任届出書」を提出する。

イ 受注者は、兼務について現在施工中の工事担当課の承認後、新規工事の工事担当課に「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」と同時に「現場代理人兼任届出書」を提出する。

(2) 現在配置のない現場代理人を兼務させ、二つ以上の新規工事へ配置を希望する場合

ア 受注者は、兼務配置を希望する新規工事の各工事担当課と兼務配置について協議を行う。

イ 受注者は、各工事担当課の承認後、当該工事担当課に「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」と同時に「現場代理人兼任届出書」を提出する。

(兼務の取消し)

第6条 発注者は、現場代理人が兼務することにより、現場の管理体制の不備、不良な工事等が確認されたときは、当該現場代理人の兼務を取り消し、工事成績への反映、指名停止等の必要な措置を行う。

2 「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」、「現場代理人兼任届出書」等に虚偽の記載が認められた場合も、前項と同様の措置を行う。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。